

## 「罹災証明」～東松島市の調査体制の準備と初動調査（東日本大震災時の対応）～

宮城県東松島市

総務部行政経営課行政専門員 小岩 政義  
市民生活部税務課固定資産税班長 宮川 崇

### 1 東日本大震災の被害状況

東日本大地震により、全世帯の約73%が半壊以上の被害を受け、津波による市街地の浸水率は65%にも及んだ。

### 2 東松島市の証明書発行体制

#### (1) 被害認定調査の基準

国の被害認定基準と方法に従い正確な調査・公正な判定・迅速な認定を実施した。

特に、平成29年3月に内閣府から出された、災害に係る住家の被害認定業務「実施体制の手引き」は詳しく、実例もあり参考となる。これらは、平時に印刷して目を通して保存されたい。(災害時には、印刷もままならない。)

#### (2) 証明発行体制の構築

- ① 証明発行課（総務課）と現地調査担当課（税務課）を完全に分離した。
- ② 津波被害については、本人からの被害申告内容を内閣府から出された「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定の調査方法」に基づき判定して、即時交付を行った。
- ③ 地震被害については、申請後住家の被害調査を行い、調査後2週間程度で発行した。
- ④ 罹災証明書は各世帯1枚とした。
- ⑤ 申請の受付・交付会場  
申請者の通勤等の便を勘案して、3箇所どのの会場でも申請でき、交付は申請した会場のみで行うこととした。

### 3 調査体制の構築

#### (1) 被害調査

地震による被害調査7,821件の内、途中か

ら全棟調査による個別訪問（4,231件）も実施することとした。

#### (2) 職員体制

- ① 庁内での人員確保（固定資産税経験者）
- ② 応援人員の要請  
県税事務所職員、各自治体からの応援職員の協力を要請
- ③ 震災関係受付案内業務（窓口案内等）  
各自治体からの応援職員の協力を要請
- ④ 民間業者委託  
東松島市は未実施。多分野にわたる職員の確保のため、今後は活用が必須である。
- ⑤ 1日のスケジュール管理
- ⑥ 事前研修  
職員宅等を利用し判定方法を統一し、調査開始後はOJTにて実施した。

#### (3) 事務室・資機材等の調達

- ・仮設プレハブ（机椅子、コピー機等備品を含む）の設置、庁舎会議室の借用
- ・測定機器、筆記用具等の消耗品の準備  
災害時に調達は困難である。  
申請者の信頼を得るためには調査用具は専用品を使用する必要がある。
- ・自動車（公用車）の手配  
震災時に使用不能の可能性がある。

### 4 問題点と改善点

住民のためにいかに迅速に的確な判定の実施を行うかを念頭に、次の項目について更に検討が必要である。

- (1) 電算システムの構築による調査及び罹災証明の発行の省力化
- (2) 第一次判定と第二次判定の方法の検討
- (3) 損害保険の判定の罹災証明への利用の可能性
- (4) 内部からの調査員の確保と協力体制
- (5) 外部への調査員の協力依頼体制
- (6) 民間業者の活用検討、委託体制、発注方法の検討
- (7) 平常時からの被害調査評価実務研修